

## 第32回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 交流プラザ二丈館 会議室4
3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

### 議事

- 議案第275号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第276号 非農地証明願について
- 議案第277号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第278号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第279号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第280号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第281号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

## 6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせん取下げについて（報告）
- 2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて（報告）
- 3) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（9月認定分の資料）
- 5) 今後の予定について
- 6) その他
  - ・糸島市学校給食地産地消推進検討会議委員の選出について

## 7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	黒	岩	智	樹
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局

西原職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理人

皆さん、こんにちは。

稲刈りの真っ盛りで大変忙しい中の御出席、どうもありがとうございます。朝晩は秋の模様になってきたわけですが、昼間は非常に夏の温度というか、30度を超えるような天気となっております。十分水分を取りながら作業に励んでもらいたいと思っております。

それでは、ただいまより第32回糸島市農業員会総会を開催いたします。

本日はコロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が解除となっており、通常の総会の開催となっております。

本日は全員の出席となっております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人は、原田正成委員と丸山文子委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第275号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、番号4番ありますが、1件ずつ説明させていただきます。

まず、受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上4件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。

あっせん申出について、あっせん委員の指名をいたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、あっせんの譲受候補者の選定をお願いいたします。ほかの委員の方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、譲受候補者の発表をお願いいたします。

受付番号1番をお願いします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

続きまして、番号2番をお願いします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

続きまして、番号3番をお願いします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

4番、お願いします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

それでは、事務局のほうからもう一度確認をお願いいたします。

事務局

**【地区別にあっせん委員を指名】**

議長

本日はあっせん委員さんの欠席がちょっと多いようですので、連絡を取りながらあっせん成立に向けてよろしく願いいたします。

議長

それでは、次の議事に移ります。

事務局

議案書の14ページをお願いいたします。  
議案第276号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

今回につきましては、1件だけでした。それでは報告をお願いします。

農業委員

議案書の14ページをお願いします。  
議案第276号「非農地証明願について」報告します。  
9月28日に現地調査を行いました。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審査結果、議案書の15ページと16ページの地図をお願いします。あわせて現地調査資料の1ページと2ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

ありがとうございました。  
一応認定相当というあれだったんですけども、これが5条の許可が出て、ちょっと事務的にそれができるのかどうかということを県に確認したと思うけど、どうなりましたか。

事務局

今回につきましては農業委員会の判断にお任せしますということでございました。今、議長のほうからありましたとおり、農地法の運用の制定についてという部分が国のほうから、技術基準ということで基準が出ておりまして、この中で農地転用許可を取ったものにつきましては農地転用許可どおりになっていなければ、原則は非農地証明とかを発行しないようにという部分でございます。この非農地証明願について言及した指導基準ではなく、遊休農地かどうかの判定をする際の基準でございまして、技術的指導ということで、県のほうに確認しますと、こちらが昭和51年の許可で

ございまして、この部分について言及をして許可どおりにするという部分まではなかなか言えないという部分があるというところで、どうも国のほうも助言、アドバイスの考え方であるので、今回の状況につきましては、県のほうも許可も確認できない部分も確かにあるという中で、現地の状況の判断という部分についてもあるので、農業委員会総会のほうに判断を委ねたいと。要は、事務手続については直近の許可が取られた部分という捉え方もあるということございまして、毎回こういう案件が出てきますと県に確認は取るようにしておりますけれども、今回に関しては国の助言の部分につきましてはありますが、農業委員会の判断で結構でございますということですので。以上です。

議 長           今回は農業委員会の判断に任せるといことです。ということで、何か非農地証明願につきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員       その5条申請というのは、どういう形で転用申請を取ってあったの。

事務局         昭和51年に申請人のほうが住宅建築という許可を取った受付簿があるという状況ですね。うちのほうが受付簿もあるけん県のほうにどう考えますかねというところをちょっと相談させていただいたという内容でございます。以上です。

議 長           ほかにありましたら。

(質問、意見なし)

議 長           なかったら、採決に入ります。  
証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長           全員ですね。

議 長           それでは、次の議事に入ります。

事務局         議案書の19ページをお願いいたします。  
議案第277号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

なお、受付番号10番、11番、12番につきましては農業委員さん本人の申請となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限にかかってきますので、こちらの案件の審議の際には御退室いただくようになります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、1番から9番までを先に行っていきたいと思っております。それでは番号1番、お願いします。

農業委員 受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 続きまして、番号2番、お願いします。

農業委員 受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 続きまして、3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 それでは、番号4番につきましてお願いします。

農業委員 受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 それでは、番号5番につきましてお願いします。

農業委員 受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 続きまして、6番をお願いします。

農業委員 受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

これにつきましては、先月の総会におきまして住宅付属農地として指定をしているところであります。そして今回それを買って作りたいということで、第3調査部会が面談を行っております。ちょっとこれも説明をお願いいたします。

副部会長

それでは、第3調査部会で面談を行いましたので、報告をしていただきます。

議案書の106ページから資料をお目通し願いたいと思います。

受付番号6番ですけれども、申請人は現在51歳ということで、福岡市に住んでおられます。住宅に附属する農地の3条申請がありましたので、営農面談を行っております。

申請人は障害者の施設を運営されているということで、農業には以前から興味があったということでもあります。まず自分で農業ができるようになって、農作業を通して障害者の福祉活動に今後生かしていきたいという考えがあるようでございます。

糸島市は障害者に優しいまちという印象があって、今回の住宅を購入した際に畑も作れるというふうなことで情報をお聞きされまして、今回の申請に至ったということでした。

農業の経験はないということでもありますけれども、農業者の方から教えてもらいながら、ジャガイモや大根の作付を行っていききたいということがありました。

それと、引っ越しの時期をとということでございますけど、資金の関係等ですぐには建て替え等はできないという話でありました。また、作付についても、取りあえずは小さな耕運機を購入されて、自宅から通いながら畑作りをしたいということはおっしゃってございました。

そういうことから、第3調査部会としましては、農地取得後の継続した現地調査も行いますので、農地を荒らさないようにしっかりやってくださいということでお願いをいたしております。以上、報告します。

議 長

それでは、続きまして、受付番号7番をお願いします。

農業委員

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、8番をお願いします。



農業委員

受付番号 8 番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、受付番号 9 番を平野副会長。

副会長

受付番号 9 番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

それでは、1 番から 9 番まで、ただいま報告がありました。何か質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員

7 番の件ですけど、えらい値段が安いけど、きれいな畑ですか。

議 長

分かったらお願いします。

農業委員

ここは山つきで、何枚もありまして、あんまり形もよくないということで、こういうふうな値段で売買をしております。

議 長

ほかに何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、1 番から 9 番までについて採決をいたします。

1 番から 9 番につきまして、許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、ここからちょっと先は外してください。

(退 席)

議 長

それでは、受付番号 10 番、報告をお願いします。

農業委員

受付番号 10 番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、11、12番、続けてお願いします。

農業委員

受付番号11番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

受付番号12番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

ただいま10番から12番まで報告がありました。何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。

その前に、事務局のほうより審査結果をお願いします。

事務局

今回、12件3条申請がございますけれども、3条の許可につきましては議案書の17ページ、18ページに審査項目ということで7つの審査項目を判断材料ということになります。こちら1つでも「はい」がつけば許可相当かというところを確認する必要があるわけがございますけれども、こちら受付番号の6番につきましては50アールに達しない部分で「はい」に丸がついておりますが、住宅に附属する農地ということで、糸島市独自のほうが下限面積を下げた農地を取得というところで例外事項に該当するということになります。

同じく8番の案件でございますけれども、こちらにつきましては3,000平米ほどハウスで花卉栽培をやっている方でございます。当時の利用権設定につきましても花卉栽培、50アール以下、いわゆる集約的農業の場合50アールを切っても可能だという基準がございますので、こちらのほうも経営面積50アール以下の場合でも集約的農業というところで特例といいますか、基準上はクリアする方でございますので、一応「はい」のほうには丸がついておりますが、許可基準上はクリアするものでございます。

ほかの案件につきましては全て「いいえ」でございますので、書類審査上は許可相当と判断できるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に入ります。

10番から12番につきまして、許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、4条まで行きたいと思います。

(着 席)

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第278号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第3調査部会、副部会長のほうより報告をお願いします。

副部会長

第3調査部会です。報告いたします。よろしくをお願いします。

27ページですね、受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の28ページをお願いいたします。それと、別冊資料の3ページと4ページをお願いします。

現在、申請地は不耕作でありました。一部土砂の搬入があり、始末書の提出を指摘いたしております。また、入れられる改良土で造成するという計画ということでございましたので、改良土というのはどういうことかということの説明資料を求めています。農地区分は農用地区域内の農地でありますから、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当しておりまして問題ありません。

そういうことで、第3調査部会としましては、造成のり面の確保が状況的に気になるという状況ではありますけれども、周辺に影響がないように施工と、また関係各課から意見もあって、申請地周辺の農地への影響がないことから、第3調査部会としては許可相当と判断をいたしております。

以上、報告をします。

議 長

それでは、事務局、土とか角度もちょっと説明をお願いします。

事務局

まず10月1日の調査部会の後、申請人に、今ありましたように始末書の提出という部分、改良土の資料という部分につきまして要求をしたんでございますが、申請人のほうがちょっとお忙しくて、今週から明日まで出張期間というところがございまして、始末書の提出及びその資料の提示というものがあっていない状況でございます。ただ、来週早々でもこちらに来れるからということで、始末書のほうは提出しますというお話を伺った分と、改良土という部分についてはパンフレットを持ってきますというところではございました。

県のほうからも、改良土については調査部会と同じようにどういうものかという意見も出ておるところでございます。県のほうの情報から言いますと、申請人自身は汚泥の再生土というところで、県の許可を得て再生土を作られて、それを販売する許可までを得ている状況であるというところで、県のほうからも、そういう県の汚泥再生土を使った造成をするということであれば、許可も出ておることだし問題はないというところでの判断はあるようです。

私のほうも申請人のほうに聞きますと、パンフレットってそういう許可を取ったやつですかというのを聞きますと、そうですと、そういうところでの改良土を使った造成をしたいということは口頭でいただいておりますけれども、今現物の資料がない状況ではございます。

それと、角度というところではございますけれども、こちら議案書の31ページの計画平面図なり、32ページの断面図等もあるんですけども、こちら盛土の構造基準といいますか、この分ちょっと調査部会のほうからも何かないだろうかとこのところがありましたので、ちょっと調べてみたところの報告を差し上げますと、まず国土交通省のほうから宅地防災マニュアルというのをホームページで出してございまして、実際この部分につきましては開発事業に伴う部分での土砂流出等による災害及び地盤沈下の部分をしないうようなもので制定したというのが出てございまして、この分、こちらの宅地防災マニュアルからいけば、盛土につきましては原則30度以下であることという一言だけでございます。のり面の保護の関係もありますが、今回、角度の分というところではございましたので、30度以下ということでございます。こちら勾配ってなかなか聞きなれていないかと思うんですけども、1対1.8という勾配といいますと、横に1.8メートル行って縦に1メートル、直角三角形の部分で表すんですけども、1対1.8メートル行って高さこの部分のこの角度が29度になります。ほかに、よく1対1.5という部分ですかね、よくあるんですけども、そ

の部分については1.5メートル行って直角だからこの角度は何かということで、こちらの1対1.5の場合が大体33.6度ほどということ、もう一つ言いますと、1対2.0という勾配もございまして、こちらにつきましては、同じような理屈でいきますと、角度的には26.5度ほどあるということでございます。

ちょっと基準のほうに戻りますけれども、国土交通省が出す宅地防災マニュアルにつきましては30度以下というものを原則としておりまして、もう一つというか、国が出しておる砂防法とか地滑り等防止法でいうところはちょっと細かい部分がありまして、盛土材料にもよるんですけども、基本5メートル以下での造成高であれば、1対1.5から1対1.8で5メートル以上超えた場合は1対1.8から1対2.0という部分が示されておるといふ状況でございます。

それと、県の土砂条例のほうをみますと、こちら福岡県のほうも入っておるんですけども、こちらの土砂条例の基準からいきますと、高さ5メートルから10メートルの場合は1対1.8、高さが5メートル以下の場合は1対1.5以上の勾配でしてくださいというのが基準のようです。

あともう一点ほど言いますと、以前ほかの地区で高い造成をしたときに、日本道路協会が出しておる、土工耕造物技術基準の中にもありまして、こちらと同じように、やはり5メートル以下であれば、こちらの場合は1対1.5から1対1.8、5メートルから10メートルという部分については1対1.8から1対2.0という部分が示されておるといふ状況でございます。基準上、幾つか調べてみますが、やはり5メートル以上の場合は1対1.8、国でいうところの原則角度30度以内ということ、ここで基準が設けられているようでございます。

ちなみに、県の開発許可の基準につきましても、さきに申し上げました国土交通省が出す宅地防災マニュアルの基準というところを示されてありまして、糸島市の開発基準につきましては同様にという考えで、糸島市の開発要綱につきましては、切土のほうはきちっと1.5割勾配でということ示してあるんですけども、盛土につきましては県に準じるという考えでございますので、やはり高さが5メートル以上になってくる造成であれば1対1.8の勾配より、その角度か、もしくはその下の角度になるようなというのがそれぞれの基準で定められてあるその角度といたしますか、勾配という部分になってくるようです。角度につきましては以上でございます。

議長

ただいま説明がありました。角度に対しましては、ちょっと30度まで、29度ということで、ちょっと足りない、ぎりぎりセーフかどうかという格好で、あと始末書と土の関係がまだちょっと来週にならんと出て

こんとということで、そこいらを皆さんがどう判断するのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、出ないまま許可相当と出していいものか、また出るまで待つておくべきなのかを含めて、ほかに質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員

熱海のほうで、盛土の件が流れて問題になりまして、今、国のほうでも盛んに再調査ということでやっている状況ですが、盛土というときには物すごく神経を農業委員会も使わないかんとおもうところですが、これ工事が終わったら、その検査はどこが検査するんですか。

事務局

すみません、農地改良工事についてのみ限定しますと、完了報告は義務づけられているんですけども、完了の検査というまではありません。ただ完了報告の際に現地写真をつけるというところにはなっているんで、その部分で疑義がある部分については県のほうも現地を見て、申請書どおりかという部分は確認に行きます。ほかはよく開発が完了した場合は検査とかというのがあるんですけども、農地改良の部分につきましては完了検査まではちょっとやって、義務づけられていない状況でございます。以上です。

議長

ほかに何か。

推進委員

私のところは、実は平成30年に大雨で、小屋の上に盛土をしたために大雨で被害に遭って、田んぼの小屋が潰れたわけですけども、その補償もされないまま来ております。やはりその埋め上げるのは業者さんがするんで、何かしら金になるけんしよとであって、これは全くボランティアでしよるわけでも何でも無いというふうに考えますが、その後の、やはり被害が起きたときのそのフォローというのをしっかり市のほうでしていただいて、今でも雨のたびに泥が流れてきて農道が通行止めになるような状況が続いております。そういうことで慎重にやはりこういった盛土については行うべきだと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長

そこはちょっと事務局と話し合いながら行きたいと思っております。  
ほかに何か質問、意見。

農業委員

盛土の関係ですが、地元の人々の了解は得てあるんでしょうか。

事務局

どこまでという部分はないんですけども、今回、毎回農地転用の許可申請のときに、水利承諾とか取っておる部分からいきますと、行政区長のほうからの名前で水利承諾書は出ているという状況です。

この申請に至った部分を話しますと、区長のほうからこの土地に土が入りよるけん見に来てくれというところから始まっております。こちらがちょうど8月の19、20ぐらいだったと記憶しておりますけれども、その中で行政区のほうに申請人のほうから約定書、いわゆる地元との協定書のほうを結んでくれないかという話が来たというところで、行政区長のほうとしては約定書を結ぶ部分については考えていくけれども、まずはその手続が必要なんじゃないか、農地法の許可とかを取ってもらわんことには、先に地元とのそういう約定書、協定書等を交わすことはできないんだというところで今回申請が上がってきた状況でございますので、行政区長さんのほうも、申請人のほうとも双方に連絡先、確認を取ってあるようでございますので、土砂の搬入等とか、こういう造成の計画等は事前に聞いておるものではないかと考えております。

話がこちらに来たときに、地元、行政区長のほうから、そういうその手続の確認等とか手続を取らせるようにという部分も上がってきた中で申請されたという状況からいきますと、恐らくではございますが、地元との取決めと申しますか、了承しているものじゃないのかなというところでございます。ちょっとはっきりした回答というか、地元のほうには確認していない状況でございますが、申請の経過がそうございましたので、地元が全く知らない、土砂の搬入範囲を勝手にしてという部分については、少なくともない状況かと思われまます。以上でございます。

議長

ほかに何か質問ありましたらお願いします。

農業委員

この申請人の方は、まずこの9,000平米からの畑を現在、今までどのように管理をしてあったのかどうか。今後、造成することによってどのくらいの面積になるんであろうかと、造成した後に。

それと、やはり始末書とかまだ出ていない中で許可を出すというのは問題があるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

事務局

今の質問の冒頭部分でございますが、こちら今年の7月9日に農地法3条で取得されたばかりでございます。今回9,200平米ほど面積、1筆がある中で、のり面とかの関係で、高さを上げる関係でちょっと角度をつけながらというところで、面積の概算としては大体4,200平米ほどになる見込みでございます。耕作できる面積は半分を切るような形でなると。

現地のほう、オリーブということでは聞きましたけれども、現地のほうは昔のミカン山と申しますか、そういう形で、高低差があるような地形ではございました。造成後の面積という部分とこれまでの管理という部分につきましては、7月の許可によって取得したというところで、以前の部分

については荒れた状況だということをございます。前半の質問に対しては以上をございます。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それから、まだちょっと始末書と土のパンフレット等も出ていないということに対しまして、まだ判断するのは難しいんじゃないかというような意見も出ております。これにつきまして何か意見ありましたらお願いします。

農業委員

私もそう思います。

農業委員

盛土はもう糸島だけの問題じゃなくて、全国で今ああいうのを作り直そうと国土交通省が言っているのを聞くに、今回は、今言ったような書類も結構不揃い、現場に行っていないから分かりませんが、写真だけ見れば、何かここら辺が崩れているような感じを見受けられますので、県や農業委員会が許可したからどんどん、搬入方法も、地元は聞いてあるかもしれんけど、ないかもしれんし、区長さん一任で地元の人には知らんという可能性もなきにしもあらずで、もう少し細かく聞いて、もし何かしたら誰が責任取るか、区長さんは農業委員会が許可したからと必ず言われると思いますよ。いろんなことが不十分な中で許可というのは、私はどうかなと思います。

議 長

ありがとうございます。ほかに何かありますか。

農業委員

さっきも話に出ていましたけど、私の地元のほうも実際にダンプがかなり来て、農業をやる上での農地づくりというよりも、そういうその会社の残土処理といった形で持ってきてよというのが見ても分かるような気がします。私も何遍か現場へ行きましたけれども、取りあえず、変なものは入れていないような気はするんですけども、ダンプの入り口のところに住民の方がちょっとやかましく言われて、搬入経路を変更しています。それで道のほうがやっぱり大きなダンプで来ますので、事故とかの関係もありますので、やはり今からこういう点に関してはかなり慎重にしていってほしいと思います。

議 長

ありがとうございます。そう言われましても、一時転用のあれは、こちらから、それはあまり高過ぎるもんとか、そういうのが言えないんです



よね。ですので、あまり高過ぎると面積が少ない、その基準がないもんですから、駄目ですという基準がないとですよ。そこは仕方がないといえますか。

農業委員

地元の声が聞こえんところが心配です。

事務局

この申請の前に区長さんのほうからちょっと現地に来てくれというところで、現地に行ったときには区長さんともう一人の役員も一緒に立ち会って、ここに土を持ってきておるとやけど許可を取っておるとかいなというところでしたので、区長さん一人というよりは地元のほうも含めて協議を進めているんじゃないかと、区長さん一人でやっているものじゃないんじゃないかなという気はしております。やはり、この許可を取った後に区長さんのほうの考え方も、許可が出るとであれば、その後、約定書と言ってありましたけれども、約定書の分とかをちょっと交わしていきたいんだというのも申請人のほうにも伝わっておるといのは聞いておりますけど、そういう細かい部分ですかね、搬入経路がということまではうちのほうも立ち入って聞いておりませんが、区長さん一人で抱えている状況にはないんじゃないかということは思っております。以上です。

議長

この場所は、ちょっと山道的なものがありまして大型は入りません。もう4トンまでです。

区長さんのほうから農業委員会のほうに、搬入されているということで、許可が出てから行政区との取決めというのをしたいというふうな感じで聞いておりますので、許可が出次第、その行政区との取決めはなされていくのかなというふうには判断しております。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、採決に入る前に審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法4条許可申請につきましては、こちら25ページのほうに審査基準のほうを記載しております。こちら資金計画があるとか、作付計画があるとか、ほかの要件につきましては「適当である」とか「該当するものがない」と、農地以外の土地利用見込みにつきましては作付の計画がある以上、それ以外の土地利用見込みは該当がないんだというところでしておりますので、こちらの25ページの一般基準につきましてはクリアするものと思われま。

27ページの立地基準にありますとおり、こちら農振農用地区域内の農

地ということですが、農地造成のための一時的な転用行為ということになれば、一時的な造成であれば不許可の例外という部分がありますので、こちらの立地基準のほうもクリアするということですが、一般基準、立地基準とも書類上は言えるものというところで考えております。

ただ、今御審議いただく内容として、始末書を出すとは言っておりますが、現在、始末書やパンフレットが出ていないという状況でございますが、基準上はクリアという言い方はできますが、その辺を含めて御審議いただければと思っております。以上でございます。

議 長

それでは、採決に入りたいと思います。

第3調査部会は許可相当と判断されておりますが、始末書等々がまだ書類的には提出がなされていないということで、継続審議という方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

遅くなりましたけれども、ここでちょっと休憩に入りたいと思います。3時10分から始めたいと思います。この時計で3時10分からいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

始めたいと思います。

事務局

議案書の36ページをお願いいたします。

議案第279号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第3調査部会、部会長より報告をお願いします。

副部会長

受付番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の40ページの地図をお願いいたします。あわせて別冊の現地調

査資料の5ページと6ページもお願いをいたします。

先月の総会で計画図、断面図の不備ということによりまして継続審議となった案件であります。また、農振関係で今年の5月21日に農振除外告示がなされております。提出されました計画断面図の中から現況の高さは変わっていないと、ところどころに盛土により平地を造る計画というふうになっております。農地区分は第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がありませんので、問題はその点ありません。

第3調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断をいたしております。

受付番号2番ですね。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の45ページの地図をお目通し願いたいと思います。それと別冊では7ページと8ページです。

農地区分的には農用地区域内の農地ということですが、農地改良行為に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当しまして問題はありません。

第3調査部会としましては、文化課への届出等はなされており、ほかの関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断をいたしております。

続きまして、受付番号3ですね。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の51ページの地図をお目通し願いたいと思いますし、別冊では9ページと10ページもお願いをいたします。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、これも農地改良工事に伴います一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第3調査部会としては、農林水産課との協議中の計画が提出されております。調う見込みがある旨を伺っております。この辺はまた係長のほうから補足があるかと思えます。また、ほかの関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから、第3調査部会としては許可相当と判断をいたしております。

副部会長

続きまして、受付番号4番ですね。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の57ページの地図ということになっております。別冊資料では11ページと12ページをお願いいたします。

今回は一時残土置場ということで、期間終了後は全ての土砂を撤去ということになっております。最終的には原状に戻すという計画であります。農地区分は第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がありませんので問題はありません。

第3調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の63ページの地図をお願いします。あわせて別冊の13ページと14ページもお願いをいたします。

農地区分は第1種農地でありますけれども、仮設工事事務所の設置に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第3調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しております。なお、側道ですかね、申請経路の歩道からの事務所出入りということになるため、自転車や歩行者の通行に十分注意されまして使用されるように意見をつけております。

続きまして、受付番号6番ですね。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

68ページの地図ということになっておりますし、別冊の15ページと16ページというところもお目通しをお願いいたします。

農地区分は第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がありませんので問題はありません。

第3調査部会としましては、都市計画課の意見にある建築確認申請の協議については確約書が提出されておまして、その他の関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断をいたしております。

続きまして、受付番号7番ですね。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

73ページの地図をお願いいたします。別冊の調査説明資料では17ページと18ページをお願いいたします。

農地区分は農用地区域内の農地でありますけれども、農地改良行為に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響はないことから許可相当と判断しております。なお、申請と周りの農地の所有者は同じ方ということですが、草刈り等の管理がなされていないということで、今回の申請も含め、適正に管理されるよう意見をつけております。

続きまして、受付番号8番ですね。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の79ページの地図をお願いいたします。別冊資料では19ページと20ページということになっております、お願いします。

農地区分は第3種の農地であり、特に問題はありません。

第3調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地へ与える影響もないことから許可相当と判断をしております。

続きまして、受付番号9番ですね。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の84ページと別冊の21ページと22ページをお願いします。

農地区分は第1種農地でありますけれども、集落に接続した農地への住宅建築のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断をいたしております。

続きまして、受付番号10番ですね。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の91ページの地図をお願いします。あわせて別冊の23ページと24ページをお願いいたします。

申請地は今年の2月の総会で建築条件付売買予定地の目的で審議をいたしました、その後申請を取り下げられたということでもあります。農地区

分は第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がありませんので問題はありません。

第3調査部会としましては、ほかに関係各課から支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響はありません。必要な転用面積であるか確認できれば許可相当と判断をしたいという意見で取りまとめを、この時点でいたしております。その家族構成など、確認できましたことにつきましては事務局よりお願いをいたしたいというふうに思います。

以上、10件報告をいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうからよろしく申し上げます。

事務局

まず、最後の10番の件でございます。こちら家族構成ということで、調査部会のほうからも意見をいただきまして確認したところ、御夫婦で2人というところが家族構成で、実際今車を3台所有しておいて、輸入業というところで来客も多いというところは伺っております。

あと、ほかの案件の補足というところでいきますと、まず受付番号3番の分で、ちょっと質問が出るのかと思う部分も含めた補足というところでさせていただきます。

こちら調査部会の報告がありましたように、農林水産課と水路の取扱いについて協議をしておるという状況でございます。別冊の資料の9ページに書いてある意見というのがどうかということが引っかかってくるかとは思いますが、受付番号3番につきましては、56ページの計画断面図のほうの方が分かりやすいかと思うんですが、今回計画断面図としましてU字工の左側に境界という部分を書いてありますけれども、申請当初につきましては境界が道路の端というところで認識がしてあったようです。当初は、調査部会の時点では、境界が水路を越えた東側道路の端っかが境界だということで図面が出てきておったので不整合という意見が出ておったんですが、その後、今回議案書に提出されておる図面に差し替わったというところでございます。こちら農林水産課のほうに聞き取りますと、この水路の境界という部分については、ちょっとここかどうかは確認は必要であるというところと、所有者のほうには、敷地内だけで埋め上げをしたいんですと、水路敷地を埋め立てるのがないので、境界がはっきりすれば、この図面がもう少し境界が、左側の畦畔の下であれば、そういう形で自分の敷地だけを造成するというところは合意が得ているところというところなんです。

農林のほうとしても、そういう個人敷地内を埋めるのであれば、あとは水路敷地に土砂等が入ってこないような処理をしていただければうちのほうも協議は調いますというところは聞いておりますので、別冊の9ページ

の意見は出ておりますが、こういう56ページの計画断面図も出ておりま  
すとおり、協議は進行中でありましてけれども、詳細な部分につきましては  
基本的合意、敷地内だけで収めるという部分と水路に土砂が入らないよう  
に施工するという基本的な合意の下で協議が調うものだと判断をしていた  
だいたというところでございます。

以上2点でございますが、ほかにもし質問があれば、また別件でお答え  
したいと思っております。以上でございます。

議 長

ただいま10件の5条申請が出ております。何か質問、意見ありましたら  
お願いいたします。

農業委員

ただいまの受付番号3番の件ですけど、造成高が1.4メートルになっ  
ております。別冊の説明資料の10ページの写真を見ると、高さが道路の  
高さまでであるとです。なおかつ1.4メートル上げる必要があるのかな  
と。

事務局

こちら断面図のほうが分かりやすいとですかね、別冊の資料の10ペ  
ージの写真もちょっと見ていただきながらということで、こちら申請地の  
南側に県道というのがありまして、県道との高さは40ぐらい、40、5  
0ないぐらいの高さがありますけれども、こちらの県道ではない、申請地  
すぐ東側、水路と道路が並んでおるところがあるんですけど、ここから北  
側に道が上っているんですよ。この上っているところ、北側の里道まで  
徐々に高さが上がっていった状況で、断面図で表記がないんでござい  
ますけれども、こちらの里道づきののり面の高さまで埋めて勾配をつけて  
いきたいんだというところで、平均1メートル40ぐらい上がるという計  
画でございますので、県道よりも地形的に北側に上っていった状況な  
ので、同じように上げていきたいんだという計画でございます。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ほかに質問、意見等もないようですので、審査表の説明をお願いいたし  
ます。

事務局

それでは、審査表の説明ということで、農地法5条許可申請につきまし  
ても25ページ、26ページ、議案書にあります一般基準の判断という部  
分と36ページ以後に書いています立地条件、いわゆる立地基準の2つの  
基準で判断していくわけでございますけれども、まず25ページ以降に記

載しております一般基準というところにつきましては、「該当がない」とか「適当」であるとか「必要最小限」というところで、一時転用につきましては、既にもう作付計画があるというところで、こちらのほうも「適当」であるというところの見方ができまして、1番から10番までの申請につきましては、「適当」であるとか「支障がない」とかという部分で一般基準上、書類審査上につきましては一般基準は満たしておるものと判断できると思います。

続きまして、36ページから書いております立地基準でございますけれども、こちら1番の分でございますけれども、第2種農地ということで、ほかに代替地がないというところで第2種農地の立地基準はクリアするものと考えております。

2番の分でございますが、こちら農振農用地内の農地でありますけれども、改良工事に伴う一時的な転用というところで不許可の例外に該当して基準はクリアすると。

同じく3番の分でございますが、こちら農振農用地区域内でございますが、同じく農地改良というところで一時的な工事、工事完了後は農地に戻るということでございますので、不許可の例外に該当するものでございます。

こちら、4番でございますけれども、こちら第2種農地ということで、もうこの場所しかないというところもありまして、ほかに転用の代替地がないという部分では該当してきますし、今回の申請目的が一時残土置場というところで一時転用をして、残土については撤去するというところも確認しております。こちら計画図にもありましたように、現在の地盤の端にシートを張って、それからまざらないような施工もしたいということでございます。第2種農地の部分についてでございますので、こちらも該当してくるものということでございます。

5番でございますが、こちらのほうも仮設工事事務所を一時的にということでございますので、事務所撤去後はまた農地として復旧するという内容でございます。第1種農地でございますが、こちら不許可の例外に該当するというものでございます。

6番でございますけど、こちらは第2種農地の判定でございますが、こちらにつきましても一時的な仮設事務所といいますか、後援会事務所ということでございますので、農地に戻る行為ではございます。第2種農地と判定基準に照らし合わせますと、こちらほかに、ここしか貸してくれるところがなかったというところを踏まえますとクリアするものと判断しております。

7番につきましても、つきましては、こちら農振農用地内の農地でございますが、一時転用というところで不許可の例外に該当するものでございます。



8番につきましては、こちら都市計画法の用途地域区域内に入っておりますので、こちらは第3種農地という判定でございまして、基本第3種農地は許可ができるものだという判定の中で、周辺の農地に影響がない計画でございまして、こちら基準は該当してくると判断されます。

9番の分でございまして、こちら第1種農地ということで広がりがあるところでございすけれども、こちら集落に接続した住宅の、農地への住宅建築という目的でございまして、不許可の例外に該当するというので基準はクリアするものと判断されます。

最後の10番につきましては、また御審議になろうかと思ひますけれども、必要最小限の面積という部分も先ほど出ましたが、立地基準上、この農地にしか、第2種農地でございまして、このほかに転用の代替地となる用地がないという上での申請でございまして、基準上はクリアするものと判断できます。

今回の5条申請10件につきましては、一般基準、立地基準上、書面上はクリアするものではないかと判断されます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

本来ならば、1件ずつしなければいけないんですけども、目立った反対意見もないということで、一括採決に入りたいと思ひます。

5条の1番から10番に対しまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

ありがとうございました。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の98ページをお願いいたします。

議案第280号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課のほうより提案をお願いします。

農業振興課

議案第280号の説明をさせていただきます。

議案書の99ページから102ページをお願いいたします。

申請者は施設野菜と露地野菜と水稻の経営をされております。10年前に就農し、現在は8棟のビニールハウスでキュウリの栽培と露地でカツオナなどを栽培しています。今後は、施設野菜のキュウリについては老朽化したハウスの建て替えや修理により作業効率の向上を図り、露地野菜についてはホウレンソウなど種類を増やしていく計画となっています。また、両親が高齢のため、今後は雇用を増やすことで労働力を削減し、また露地野菜の種類を増やすことで所得の向上を目指しています。

計画内容としては、農業経営の改善に向けた内容となっており、認定相当であると考えております。農業委員会におきまして御審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がありました。何か質問、意見がありましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 　　ないようですので、採決に移ります。  
異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 　　全員です。

議長 　　それでは、次の議事に入ります。

事務局 　　議案書の103ページをお願いいたします。

議案第281号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」御審議をお願いいたします。所有権移転の内容でございます。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上2件でございます、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局のほうより説明がありました。何か質問ありましたらお願いします。

農業委員 質問ですけれども、この機構が預かって、これは受手と買手が大体決まっておっていいという売買なんですけれども、その間の管理といいますか、現場の、田んぼなら田んぼに草が生えて荒れたりしておったら、推進機構さんがトラクターを持ってきて管理をするんですか。

事務局 一番多い質問でございます、機構のこの契約は事務局のほうも立ち会ってしておるわけでございますけれども、推進機構についても、今おっしゃったように、機構のほうが機械を持ってきてということはございません。そういう草刈り等の管理につきましては、もう候補者の方をお願いはしておるようです。ただ、管理をしやすいするために、その土地の造成であるとか、作物を作付してしまうとかという行為はやめていただきたいということでございますので、所有権移転登記まで約2か月近くかかるわけでございますけれども、その間については、そういう土地管理については、今度購入予定者といいますか、そちらのほうにお願いしたいというのも聞いておりますので、そういう管理なら可能かと思えます。以上です。

議長 ほかに何か質問ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決に移ります。  
この集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。  
これで全ての議事は終了しました。

議長 そのほかに移ります。

事務局 御審議ありがとうございました。

それでは、議案書の104ページでございます。こちらあっせん申出の取下げの報告でございます。令和元年の11月総会の農地につきまして、こちら申出者のほうからあっせん申出がありまして、あっせん委員等、譲受候補者等を選定させていただいたわけでございますが、事情により取り下げたいというのが出ましたので報告させてもらっています。

105ページにつきましては、今回御審議いただきました農地法第5条許可申請の10番目でございます。部会長の報告もございましたが、今年の8月に入りまして、譲渡人及び譲受人のほうの連名で許可申請の取下げがっておりますので、御報告という形で議案書に載せさせていただいております。

106ページから108ページにつきましては、農地法第3条許可申請の受付番号6番の部分のヒアリング資料ということでお目通しいただいているかと思っております。

109ページにつきましては、先月9月の審査分ということで、経営改善計画を認定された方の一覧表を掲載しておりますので、御一読いただければと思っております。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、(5)の今後の予定でございます。

#### 【資料に基づき説明】

(5) 今後の予定については以上でございます。

それでは、その他の分でちょっと記載しておりますけれども、実は、こちら書いていますとおり、糸島市学校給食地産地消推進検討会議委員の選出ということで農業振興課のほうから依頼を受けております。ちょっと会長のほうとも話させていただきまして、議案という形ではなく、選任をいただきたいと考えております。

こちらの委員につきましては、学識経験者等とかの要件がございますが、今回農業振興課から選任依頼を受けた部分につきましては、農業委員という立場での委員を選出していただきたいというところでございます。実際、こちらの委員の任期としましては2年1期ということで、前回、令和元年、2年の1期の部分で選出させていただいておる状況でございます。

ただ、今回2年1期ということでございます。農業委員の現職の任期が来ますが、残りの1年につきましては、この委員の設置要綱上在任期間を引き継ぐ形でまた選定していただくという内容で伺っております。

令和3年度の検討会議委員の選出につきまして、議案ではございませんが、この場で選出していただければと思っております。以上でございます。

議 長

今までしてあった方に任期中はまたお願いしたいなと思います。

事務局

すみません、お願いします。

(拍手)

事務局

それでは、閉会につきまして、平野副会長、よろしくお願ひいたします。

副会長

今日は全員参加でいろんな意見を出していただきまして、慎重な審議ができました。ありがとうございました。

これをもちまして、第32回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

令和3年10月8日

議長

- 1 番 内 野 敏 一  
議事録署名人  
6 番 丸 山 文 子  
18番 原 田 正 成